

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

制定 令和4年11月7日

夷広消本第783号

(目的)

第1条 この要綱は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動の計画的推進)

第2条 消防長は、管内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

(応急手当の普及項目)

第3条 住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(住民に対する普及講習の種類)

第4条 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習	I 心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法
	II 心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III 心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法

上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法
--------	--

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については、別表3及び別表3の2のとおりとする。

（修了証等の交付等）

第5条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式1、別記様式1の2、別記様式1の3又は別記様式3に定める修了証を交付するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式2、別記様式2の2又は別記様式2の3に定める修了証を交付することができるものとする。

3 消防長は、修了証を交付したときは、別記様式4、別記様式4の2、別記様式4の3及び別記様式5の講習修了者名簿に交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録しておかなければならない。

なお、消防長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

4 消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対し、別記様式6に定める参加証を交付することができるものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第6条 消防機関の行う普通救命講習又は上級救命講習の指導（住民の要請に応じて消防機関が指導者を派遣し、普及指導する場合を含む。）については、応急手当指導員がこれにあたるものとする。

2 応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、消防長が認定する。

(1) 次のア又はイに該当する者で別表4に定める応急手当指導員講習Iを修了した者。ただし、アに該当する者で、応急手当指導員の資格認定を行う時点において、過去1年間に30時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については、応急手当指導員講習Iを免除することができる。

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者

で別表 5 に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表 6 に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

(応急手当指導員の養成)

第 7 条 消防長は、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

2 消防長は、当該講習の修了者が所属する消防本部（修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所地を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を通知するものとする。

(応急手当指導員養成講習の講師)

第 8 条 応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものをあてるものとする。

(応急手当指導員の認定証の交付)

第 9 条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、別記様式 7 の応急手当指導員名簿に登録したのち、別記様式 8 又は別記様式 8 の 2 の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当指導員の資格の有効期限)

第 10 条 応急手当指導員の認定(第 6 条第 2 項第 4 号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から 3 年(資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から 3 年)で失効するものとする。ただし、失効前に別表 7 に定める応急手当指導員再講習を受講した者についてはさらに 3 年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員の認定等)

第 11 条 応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事するものとする。

2 応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認める者について、消防長が認定する。

(1) 別表 8 に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者で別表 9 に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者。ただし、ア又はイに該当する者で、過去 2 年以内に消防機関に在職していた者で普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手

当普及員講習Ⅱを免除することができる。

ア 救急救命士の資格を有する者

イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(3) 応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

3 現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

(応急手当普及員の養成)

第12条 応急手当普及員の養成は、消防本部が行うものとする。

2 応急手当普及員養成講習は、第8条の規定を準用する。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第13条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、別記様式9の応急手当普及員名簿に登録したのち、別記様式10の認定証を交付するものとする。

なお、消防長が必要と認めて再交付をした場合においても同様とする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第14条 応急手当普及員の認定(第11条第2項第3号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から3年で失効するものとする。ただし、失効前に別表10に定める応急手当普及員再講習を受講した者についてはさらに3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(他の地域で取得した者の取扱いについて)

第15条 他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、消防本部が認定したものとみなすことができる。

(認定の取り消し)

第16条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員(以下「応急手当指導員等」という。)が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

(応急手当指導員等の責務)

第17条 応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術及び指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識・技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

(普及啓発用資機材の整備)

第18条 消防長は、実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

(感染防止上の配慮)

第19条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。

また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

(応急手当実施者の救命行動に影響し得る障害等への対応)

第20条 消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知すること。

(関係機関との連携)

第21条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

第22条 この要綱に定めるもののほか、応急手当の普及啓発活動の推進に関し必要な事項は、別に消防長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、廃止前の応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成18年12月28日要綱第4号)に基づき既に住民に対する応急手当の講習又は応急手当の普及指導者の養成講習を実施している場合において、それらの講習がこの要綱に基づく講習と同等以上のものであるときには、この要綱により実施したのものとみなし、交付された修了証及び認定証は、なおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条第 1 項) 普通救命講習 I

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器 (AED) について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当 (主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用方法	AEDの使用方法(ビデオ等)		
	指導者による使用方法の呈示			
AEDの実技要領				
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合 計 時 間			180	

備 考	<p>1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 座学部分については、e-ラーニングや、オンラインによる双方向のLIVE講習(以下「オンライン講習」という。)の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習(60分相当)を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等(120分)を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮するこ</p>
-----	--

	とを可能とする。
--	----------

別表 1 の 2 (第 4 条第 1 項) 普通救命講習 II

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1 クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は 5 名以内とすることが望ましい。 4 指導者 1 名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AED の使用法	AED の使用方法(ビデオ等)	60	
		指導者による使用法の呈示		
	異物除去法	異物除去要領	60	
	効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法		直接圧迫止血法	
心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)		知識の確認		
心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価		
合 計 時 間			240	

備 考	1 普通救命講習 II は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。 2 普通救命講習 II で行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として 80% 以上を理解できたことを合格の目安とすること。
-----	---

	<p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>4 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>5 座学部分については、e-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 e-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（180分）を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>6 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
--	--

別表1の3(第4条第1項) 普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当 (主に小児、乳児、新生児に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報
			胸骨圧迫要領
			気道確保要領
			口対口（口鼻）人工呼吸法
			シナリオに対応した心肺蘇生法
	AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)	
		指導者による使用法の呈示	
異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法		直接圧迫止血法	165
合 計 時 間			180

備 考	<p>1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>3 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。</p> <p>4 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
-----	--

別表2（第4条第1項） 上級救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p> <p>4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法等を習得する。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15	
救命に必要な応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
	AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの実技要領	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			

	止血法	直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)	シナリオを使用した実技の評価	
その他の 応急手当	傷病者管理法	保温法	120
		体位管理(回復体位とショック時の対応)	
	手当の要領	包帯法(三角巾等)	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
		熱中症への対応(予防を含む)	
		その他の手当(用手による頸椎保護、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等)	
	搬送法	搬送の方法(徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法)	
		担架搬送法(担架搬送の基本事項)	
		応急担架作成法	
合計時間			480

備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 普及時間を分割した講習を可能とする。</p> <p>4 座学部分については、eラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 eラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習(60分相当)を受講した場合、概ね1ヶ月以内に、対面による実技講習等(420分)を受講することで、修了証を交付することができる。(座学講習について、その他の応急手当等を含めた120分相当とする場合は、対面による実技講習等は360分とする。)</p> <p>5 訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。</p>
----	--

別表3(第4条第2項) 救命入門コース(90分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90	
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技及び呈示)		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
				気道確保要領（呈示又は体験）
				口対口人工呼吸法（呈示又は体験）
				シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで
	AEDの使用法	AEDの使用法(口頭又はビデオ等)		
	AEDの実技要領			

備 考	普及時間を分割した講習を可能とする。
-----	--------------------

別表3の2(第4条第2項) 救命入門コース(45分コース)

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。			
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。			
項 目		細 目	時間(分)	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	45	
必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	胸骨圧迫のみの心肺蘇生(実技)		反応の確認、通報
				胸骨圧迫要領
	AEDの使用法	AEDの使用法(口頭又はビデオ等)		
		AEDの実技要領		

別表4(第6条第2項第1号) 応急手当指導員講習Ⅰ

項 目		時 間(分)	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の 指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合 計 時 間		480	

- (注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表5(第6条第2項第2号) 応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時 間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の 指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合 計 時 間		1,440	

- (注) 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表6(第6条第2項第3号) 応急手当指導員講習Ⅲ

項 目		時 間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	

	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

- (注) 1 「基礎知識(講義)」とは、応急手当指導員(普及員)認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表7(第10条) 応急手当指導員再講習

項目	時間(分)
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
----	--

- (注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む)を意味する。
- 2 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表8(第11条第2項第1号) 応急手当普及員講習I

項目	時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識(講義)	120
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240
	その他の応急手当の基礎実技	180
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	360

	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
	効果測定・指導内容に関する質疑への対応	120	
	合計時間	1,440	

- (注) 1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
- 2 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 4 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表9（第11条第2項第2号） 応急手当普及員講習Ⅱ

項 目		時 間 (分)
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認(筆記試験)、心肺蘇生法の 指導に関する実技の評価(実技試験)を含む〕	180
合計時間		240

- (注) 1 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- 2 指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表10（第14条） 応急手当普及員再講習

項 目		時 間 (分)
救命に必要な応急手当の指導要領		180
合計時間		180

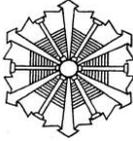
備 考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
-----	--

- (注) 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

別記様式1(第5条第1項) 普通救命講習I修了証の様式
(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日		夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
			

(裏)

			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講		元号 年 月 日受講	

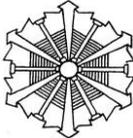
認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式1の2(第5条第1項) 普通救命講習Ⅱ修了証の様式

(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日		夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
			

(裏)

			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講		元号 年 月 日受講	

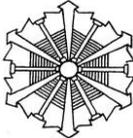
認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式1の3(第5条第1項) 普通救命講習Ⅲ修了証の様式

(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日		夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
			

(裏)

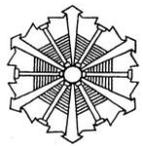
			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講		元号 年 月 日受講	

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式2(第5条第2項) 応急手当普及員の発行する普通救命講習I修了証の様式
(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Iを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長		
	講習指導担当者 応急手当普及員		
			

(裏)

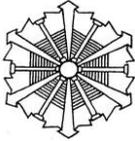
			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式2の2(第5条第2項) 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅱ修了証の様式
(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長		
	講習指導担当者 応急手当普及員		
			
			

(裏)

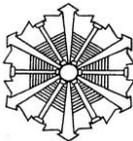
			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式2の3(第5条第2項) 応急手当普及員の発行する普通救命講習Ⅲ修了証の様式
(表)

普通救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長		
	講習指導担当者 応急手当普及員		
			
			

(裏)

			
普通救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講

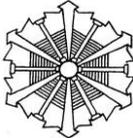
認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式3(第5条第1項) 上級救命講習修了証の様式

(表)

上級救命講習修了証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。			
元号 年 月 日		夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
			

(裏)

			
上級救命講習修了証			
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部			
再講習受講の記録(救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。)			
元号 年 月 日受講		元号 年 月 日受講	

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式6(第5条第4項) 救命入門コースの参加証様式
(表)

救命入門コース参加証

氏名

元号 年 月 日生

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

元号 年 月 日

※ 次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

(裏)



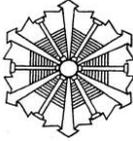
救命入門コース参加証
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式8(第9条) 応急手当指導員認定証の様式(消防職(団)員用)
(表)

応急手当指導員認定証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
元号 年 月 日	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長		
			

(裏)

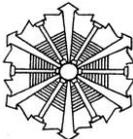
	
応急手当指導員認定証	
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式8の2(第9条) 応急手当指導員認定証の様式(消防職(団)員以外の者用)
(表)

応急手当指導員認定証		第	号
氏名			
元号 年 月 日生			
上記の者を応急手当指導員として認定します。			
元号 年 月 日		夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
本証は、発行から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。			

(裏)

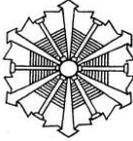
			
応急手当指導員認定証			
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部			
再講習受講の記録			
元号 年 月 日受講		元号 年 月 日受講	

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。

別記様式10(第13条) 応急手当普及員認定証の様式
(表)

応急手当普及員認定証		第 号
氏名		
元号 年 月 日生		
上記の者を応急手当普及員として認定します。		
元号 年 月 日	夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防長	
本証は、発行から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。		

(裏)

	
応急手当普及員認定証	
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	
再講習受講の記録	
元号 年 月 日受講	元号 年 月 日受講

認定証の大きさは縦55mm横91mmとする。